

○成就館規程

令和2年2月27日

(目的)

第1条 成就館は、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の正課及び課外活動の活性化、学生生活の充実、研究の発展に資するとともに、卒業生、修了生及び学生の保護者、地域住民を含め、本学関係者の交流・連携及びボランティア活動等による持続可能な社会形成に寄与することを目的とする。

(成就館の使用)

第2条 成就館の使用については、別に定める成就館学内者使用細則及び成就館学外者使用細則による。

(委員会の設置)

第3条 第1条の目的を達成し、円滑な運営を図るため、成就館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号の委員によって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) ボランティア・NPO活動センター長
- (3) 学生部事務部長
- (4) 総務課長
- (5) 管理課長
- (6) 学生部（深草）課長
- (7) Ryukoku Extension Center事務部（京都）課長
- (8) ボランティア・NPO活動センター事務部課長
- (9) 学友会から推薦された者 若干名
- (10) その他学長が指名する者 若干名

2 前項第9号及び第10号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充し、その任期は、前任者の残余期間とする。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号の事項を審議・決定する。

- (1) 成就館の運営管理に関する事項

(2) 成就館に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項

(3) その他成就館に関する事項

(委員会の運営)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(委員会の成立要件及び議決要件)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決は、出席委員の過半数の同意をもって行う。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、学生部が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、評議会において決定する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年11月24日第4条改正)

この規程は、制定日(令和4年11月24日)から施行する。